

# 『ペットと生きるために』

高橋 司

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表。

先日、妻と一緒に愛犬のエサを買おうとしたところ、ショーケースの中にたくさんのかわいい子犬たちがいた。その中で、特に1歳未満の小さな子犬たちが可愛らしくて、購入を迷っていた。そこで、店員さんに「この子がいい」と選んで貰った。その後、家に帰ってきて、この子犬の名前を決めるために、夫婦で話し合った結果、「ミキ」と名づけられた。ミキは、とても元気で活発な子犬で、毎日元気いっぱいに走り回る姿が、私たち夫婦にはとても愛らしかった。しかし、ある日突然、ミキが元気を失って床に倒れてしまい、病院へ連れて行かれた。その後、ミキは回復したものの、その後も時々元気を失って床に倒れることがあった。そこで、獣医さんに相談したところ、ミキは先天性の疾患であることが判明した。この疾患は、治療によって治癒する可能性があるものの、完全に治癒するには時間がかかるため、長期的な管理が必要となる。そのため、夫婦でミキの将来を見据えて、最終的にはミキを放棄することを決意した。夫婦共に、ミキを放棄する決意はとてもつらかったが、ミキの命を守るために、これが最も正しい選択だったと今は思っている。

知り合いなどに無償譲渡し、それでも駄目ならば、ホームセンターなどで移動販売するらしい。最終的に売れ残った犬の中には、保健所で殺処分されることがあるそうだ。

知り合いなどに無償譲渡し、それで  
も駄目ならば、ホームセンターなど  
で移動販売するらしい。最終的に  
売れ残った犬の中には、保健所で殺  
処分されることもあるそうだ。

さて、ペットは家族の一員として  
生きている。その家族である犬と  
一緒に暮らすためにどのような問  
題が生じてしまう可能性があるの  
かを、今回は賃貸マンションに限定  
して考えてみたい。

現在は、居住しようとするマンシ  
ョンが「ペット可」かどうかは、不動  
産業者から重要事項の内容として  
説明を受けるのが通常だから、ペッ  
トを飼えるのかどうかはしっかりと把  
握できる。逆に契約書に「猛獸、爬  
虫類、犬、猫等の動物は飼育しては  
ならない」という条項が入つていれ  
ばもちろんだが、契約書に必ずし  
も明記していなくとも、ペット禁止  
の特約を重要事項の内容として説  
明を受けていればペットを飼育して  
はならない。

住み始めてから大家さんにばれ  
てしまつた場合、契約解除の主張が  
され、大家さんは「この特約を破  
壊する行為は違法だ」と主張する。  
そこで大家さんから請求される費用  
は、修繕費用と損害賠償金である。  
修繕費用は通常の使用によって生じ  
た損耗とはならず、賃借人の善管  
修繕費用は通常の使用によって生じ  
たことで傷ついた床やクロス、匂い  
を消すためのクリーニングなどの修  
繕費用が、ペット禁止特約がありながら  
犬や猫などを飼つてることでクロ  
スや床などがひどく傷つけられたり、  
糞尿が後始末されていないこと  
でマンションが不衛生になつたりと  
か、近隣居住者から泣き声がうる  
さいなどといったクレームが大家さ  
んに繰り返し入るような状況にな  
つたら、賃貸人である大家さんと賃  
借人との間の信頼関係が破壊され  
たと評価されて契約が解除され得  
る。もちろん、特約違反でペットを  
飼つてしまつていたことから、退去  
時の原状回復の範囲も通常よりも  
広くなる。賃借人の負う原状回復  
義務の範囲には、いわゆる自然損  
耗とか、通常の使用によって生じた  
損耗等の修繕費用は含まれず、賃  
借人の故意や過失によって生じた  
損耗、善管注意義務に違反したり、  
通常の使用を超えるような使用に  
よる損耗等に限られるのが一般的。  
特約に違反してペットを飼育し  
たことで傷ついた床やクロス、匂い  
を消すためのクリーニングなどの修  
繕費用は通常の使用によって生じ

注意義務や用法遵守義務違反によ  
り生じた結果といえる場合が多い。  
では、ペット飼育が許されている  
場合はどうだろうか。ペットを飼育  
すること自体は許されているので、  
そのことだけで解除されることは  
ない。退去時においても通常の使用  
によって生じた損耗と考えられる  
範囲ならば、賃借人は原状回復義  
務を負わないだろう。

だからといって契約を解除され  
ことはないだろうと安心するのは禁  
物。糞尿の後始末を放置して匂いが  
ひどいとか、夜泣きがひどくて付近  
住民が眠れないという状況は「ペット  
可」でも許されるものではない。糞尿  
の後始末をきちんとする、夜泣きを  
しないようにしてつけをするなど、飼い  
主が適切に対応しない場合には、「ペ  
ット可」であっても用法遵守をしてい  
ないと判断され、大家さんとの信頼  
関係が破壊されたことを理由に契  
約を解除されることになる。更に、糞  
尿の放置や夜泣きなどのために付近  
住民の生活に大きな支障が生じた  
場合などは、不法行為に基づく損害  
賠償請求が住民側からなされる可  
能性もあることに注意を要する。